

平成 22 年 7 月 2 日
置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

下記の産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき行政処分を行ったので、お知らせします。

記

- 1 被処分者
山形県西置賜郡小国町大字増岡 928 番地
おかうちさんぎょう 大河内 産 業 有限会社（代表取締役 ふなやま つよし 舟 山 健）
- 2 許可の内容
産業廃棄物収集運搬業（平成 20 年 10 月 31 日許可）
産業廃棄物処分業（平成 22 年 3 月 18 日許可）
産業廃棄物処理施設（平成 17 年 1 月 17 日許可）
- 3 処分日
平成 22 年 7 月 2 日
- 4 処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可、産業廃棄物処分業の許可及び産業廃棄物処理施設設置の許可の全部取消し
- 5 処分の理由
被処分法人及びその役員が法第 14 条第 5 項第 2 号イ及び同号ニに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ハ及びりに該当したため。（欠格要件に該当）